山武市農業委員会会議録

令和5年2月6日 開会 令和5年2月6日 閉会

令和5年第2回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年2月6日(月)午後3時30分

場 所 山武市役所 第6会議室

招集者 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一

議 事 議案

- (1)農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (4) 令和4年度第11次農用地利用集積計画(案)の決定について
- (5)農用地利用配分計画(案)の決定について
- (6) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- (7) 青年等就農計画認定申請に関する意見について

出席委員(15名)

欠席委員(2名)

出席農地利用最適化推進委員(19名)

欠席農地利用最適化推進委員(0名)

出席事務局職員(4名)

◎日 程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6号の規定による通知について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見 について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見 について

日程第7 議案第4号 令和4年度第11次農用地利用集積計画(案)の決 定について

日程第8 議案第5号 農用地利用配分計画(案)の決定について

日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

日程第10 議案第7号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

令和5年2月6日 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一

◎開会

議長

これより令和5年第2回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は15名です。よって、農業委員会等に 関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しており ます。

欠席委員は議席番号8番、増田委員、議席番号16番、小川 委員です。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定並びに日程第2、議事録署名人の指名について、議長において決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。 議事録署名人は、議席番号9番川島委員及び議席番号10番髙 宮委員を指名いたします。

◎報告 (事務局説明)

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申 請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明を求めます。

申請番号1について、地区担当推進委員の堀越委員に説明 を求めます。

堀越推進委員

地区担当推進委員の堀越です。

本件譲受人におきましては、会社勤務との兼業農家でございます。譲渡人におきましては、遠隔地から時々見に来ているというような状況でございます。

この場所ですが、譲受人の家族の方が耕作しているとのことです。また、譲渡人におきましては、高齢、なおかつ遠隔地のため、縮小したいということでございます。そんな中で売買の話が成立したということです。

譲受人におきましては、この近辺は昨今、太陽光の設置が 多くなっていまして、そんな中、農地を守り、なおかつ農業 を継続していきたいという御意思でございました。地区とし ては全く問題がございません。

よろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号6番佐藤委員に補足説明を 求めます。 佐藤委員

議席番号6番、佐藤です。

堀越推進委員の説明のとおり、特に問題はないと思われま す。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。 質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議 ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

申請番号2について、地区担当推進委員の十川委員に説明を求めます。

十川推進委員

地区担当推進委員の十川です。

これは生前贈与になります。1月30日から31日に確認に伺ってきました。現在、譲受人が板中新田でオートキャンプ場をやっておりまして、そこに来てくれるお客さんにいろいろ野菜を作って収穫体験等行って頑張っておりますので、特に問題はないと思われます。

以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号7番、髙野委員に補足説明 を求めます。

髙野委員

議席番号7番、髙野です。

今、十川委員から説明がありましたとおり、キャンプ場を 営む上に、畑で野菜を作って収穫体験ということで数年前か ら始めて、今は大分好評で、東京から学校関係がバスで来て、 芋掘りなどやっております。ですので、間違いないと思いま す。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。 質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議 ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。 申請番号3について、地区担当推進委員の伊藤委員に説明 を求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第1号、申請番号3について説明します。

この会社は経営コンサル等を行っている会社で、今回、新 規に農業部門を立ち上げるということで申請が出ています。

北総地域からずっと断られて土地を探してきて、ようやく 見つかって申請となったそうです。

申請書にはいろいろな作物を作付けするとなっていますが、これは担当者が茨城で研修した際に学んだもので、これらを作付けして、最終的に2から4品目ぐらい作ろうではないかと聞いております。

すでに担当者は東金に移住済みで、白幡に農機具を保管する倉庫を土地を併せ購入済みということです。白幡と埴谷の土地を合わせると5,000㎡を超えまして、農地所有適格法人ではないため、賃貸での申請になっています。話を聞いた限りでは、やる気はありそうなので、様子を見てあげたいなと思います。

地元としては空いている畑を使うということもあるので、

問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号14番藤田委員の補足説明を求めます。

藤田委員 議席番号14番、藤田です。

ただいま伊藤推進委員の説明のとおりでございまして、 我々も農業委員として応援をしてあげたいと思っております。 権利者については、農地所有適格法人以外の法人ではあり ますが、農地法第3条第3項各号に適合するため、許可要件 の全てを満たしております。

よろしくお願いします。

議長農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号3について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

申請番号4について、地区担当推進委員の佐瀬委員に説明を求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。

議案第1号の番号4について説明いたします。

これは賃貸借権の設定で新規就農です。

番号3と同様の申請内容となります。譲受人、計画については、先ほど伊藤推進委員さんが言われたとおりです。

なお、譲渡人については現在耕作しておらず、借り手を探していたところですが、なかなか地元では見つからず、今回の申請で耕作放棄地にならずに皆さんほっとしているところです。

説明は以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号4番小川委員に補足説明を 求めます。

小川委員

議席番号4番、小川でございます。

ただいま佐瀬推進委員さんが説明したとおりでございます。 権利者については、農地所有適格法人以外の法人ではあり ますが、農地法第3条第3項の各号に適合するため、許可要 件の全てを満たしております。

よろしくお願いいたします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。 質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第1号、申請番号4について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたします。

申請番号5について、日程第5、議案第2号の申請番号1 に関連し、許可日を同日とすることが妥当である案件であります。

お諮りいたします。申請番号5については、日程第5、議 案第2号の申請番号1と併せて審議することとしてよろしい でしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認め、申請番号5は、日程第5、議案第2号の申請番号1と併せて審議することといたします。

申請番号6について、日程第6、議案第3号の申請番号1 に関連し、許可日を同日とすることが妥当である案件であります。 お諮りいたします。申請番号6については、日程第6、議 案第3号の申請番号1と併せて審議することとしてよろしい でしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。申請番号6は日程第6、議案第3 号の申請番号1と併せて審議することといたします。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申 請に関する意見についてを議題といたします。

日程第4においてお諮りし、併せて審議することをお許しいただいた議案第1号、申請番号5並びに本議案、申請番号1を審議いたします。

事務局に申請概要の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

隣接地区推進委員の齋藤委員に説明を求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

議案第2号、番号1について説明します。

先ほど現地確認をしてまいりました。この申請は更新申請 になります。

最初は落花生を作付けしていましたが、現在はサカキを栽培しております。生育も順調であると感じられます。

申請者は千葉市の方ですが、耕作者は親族であり、山武市の水稲農家が行っております。認定農業者ということで、今回10年で更新したいとのことで、今後はサカキも出荷していくとのことです。

地元としても特に問題ないかと思われますので、よろしく お願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号13番鈴木委員に補足説明を 求めます。

鈴木委員

議席番号13番、鈴木と申します。

推進委員さんの説明のとおりでございます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

現地調査員の佐藤委員に報告を求めます。

佐藤委員

議席番号6番、佐藤です。

現地を見てまいりましたけれども、サカキが植えてありまして、特に問題はないと思われます。

一時的な利用であることから、許可申請については、農地 法第4条第6項及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当 するため、許可相当と思われます。

よろしくお願いします。

議長

現地調査員の報告が終わりました。 質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

まず、議案第1号、第3条許可申請の申請番号5について お諮りいたします。この案件は、議案第2号、申請番号1と 同時に許可することが妥当である案件であります。よって、 許可日は、議案第2号、申請番号1と同じ日付といたします。 採決いたします。議案第1号、申請番号5について、議案 第2号、申請番号1と同日付で許可することに御異議ない方 の挙手をお願いいたします。

(举手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号、申請番号5については、議案 第2号、申請番号1と同日付で許可することに決定をいたし ます。

続いて、議案第2号、申請番号1についてお諮りいたします。本件について許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決 定いたします。

◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申 請に関する意見についてを議題といたします。

日程第4についてお諮りし、併せて審議することをお許しいただいた議案第1号、申請番号6並びに本議案、申請番号1を審議いたします。

事務局に申請概要の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

地区担当推進委員の佐瀬委員に説明を求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

最初に、議案第1号の6番について説明いたします。

これは営農型太陽光発電施設の事業継続のための区分地上権の設定です。転用して4年目になりますけれども、周辺農地への影響はほとんどないようです。

続きまして、議案第3号の1番について説明いたします。

これは営農型太陽光発電の一時転用となります。先ほど事務局のほうから詳しい説明がありましたが、そのとおりです。 昨年7月から7か月の許可しか下りないということで、やはりいろいろ問題があったということだと思います。

現地は今現在、草刈りはやられていまして、きれいにはなっています。また、ミョウガについては、その後、育ったの

かどうか、今、あまり良くは見えませんが、今後とも耕作されているのか、パトロールとか見守りとかしていきたいと考えています。

説明は以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員であり、現地調査員の議席番号4番小川委員に補足説明及び現地調査の報告を求めます。

小川委員

議席番号4番、小川です。

本日、現地確認をしてまいりました。ただいま佐瀬推進委員さんが説明したとおりでございます。

3条の区分地上権の申請については、申請地の周辺農地に対して特段の支障がないと考え、農地法第3条第2項のただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしております。また、5条の申請については一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。

よろしくお願いいたします。

議長

小川委員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

まず、議案第1号、第3条許可申請の申請番号6について お諮りいたします。

この案件は議案第3号、申請番号1と同時に許可すること が妥当である案件であります。よって、許可日は議案第3号、 申請番号1と同日付といたします。

採決いたします。

議案第1号、申請番号6について、議案第3号、申請番号 1と同日付で許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号、申請番号6については、議案

第3号、申請番号1と同日付で許可することに決定いたしま

続いて、議案第3号、申請番号1についてお諮りいたしま

本件については、許可相当として意見を付すことに御異議 ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決 定をいたします。

申請番号2、3及び4は同一事業であります。

お諮りいたします。申請番号2、3及び4を一括審議とし てよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。申請番号2、3及び4は一括審議と いたします。

事務局の概要説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

地区担当推進委員の堀越委員に説明を求めます。

堀越推進委員 地区担当推進委員の堀越です。

今日、現地を見てまいりましたけれども、これは今説明が あったとおり3件同時にということでございます。1件は正 直なところ、きれいな田んぼで、非常にもったいないなとい う気がいたしました。ほか2件に関しては、もう遊休農地に 近いような状況だったので、やむを得ないのではないかなと いう気がいたします。

ただ、将来的に言いますと、近所に住宅地等がありまして、 後には迷惑がかかるようなことがあるのではなかろうかなと いう想像をいたしました。

そんな中で計画書等をざっと見させていただきますと、近 隣に迷惑のかかるようなこともないようですし、また、上の ほうに牧場等があるんですけれども、そちらのほうも迷惑のかかることはないだろうと。そんな中で、よろしいのではないかなと。

よろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の小川委員の報告を求めます。

小川委員

議席番号4番、小川です。

今日、現地確認をしてまいりました。ただいま堀越推進委員さんが説明したとおりでございます。

本件は第2種農地への太陽光発電の設備であり、代替性の 検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと 思われます。したがって許可相当と思われます。

よろしくお願いいたします。

議長

現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

本件について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(举手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決 定をいたします。

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、令和4年度第11次農用地利用集積 計画(案)の決定についてを議題といたします。

この議案は一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。

> 議案第4号について、原案のとおり承認することに御異議 ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定い 議長

たします。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農用地利用配分計画(案)の決定

についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定すべきものとして

意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員です。本件は原案のとおり決定すべきものとして 議長

意見を付すことに決定いたします。

◎議案第6号

議長

日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関す る意見についてを議題といたします。

番号2は議席番号7番髙野委員に関する申請案件であります。農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されていることから、審議の方法についてお諮りいたします。

番号1、3及び4を一括審議とし、その後、番号2を審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

この議案は、番号1、3及び4を一括審議とし、その後、 番号2を審議することといたします。

事務局に概要説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

番号ごとに推進委員の説明を求めます。

番号1について、地区担当推進委員の山下委員に説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。

番号1について説明します。更新です。

スイカ、トマト、人参を夫婦、両親、またはこれから雇用 を利用して生産規模の拡大を図っていきたいということです。 地元の中心として経営しておりますので、よろしくお願い します。

議長

番号3について、地区担当推進委員の川村委員に説明を求めます。

川村推進委員

地区担当推進委員の川村です。

番号3について説明いたします。今回、更新になります。

家族3人で露地野菜と水稲の複合経営を行っているそうでございます。ネギの栽培面積を増やして計画的な出荷をしたいということで、安定した所得の向上を図りたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 番号4について、地区担当推進委員の齋藤委員の説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。

番号4について説明いたします。更新です。

現在、夫婦で水稲の経営を行っております。自動潅水装置等の設備の導入により省力化を図り、また、地域の担い手として頑張っておりますので、よろしくお願いします。

議長 番号1、3及び4について推進委員の説明が終わりました。 質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長質疑を終了いたします。

番号1、3及び4を一括して採決いたします。

議案第6号、番号1、3及び4について、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(举手全員)

議長 挙手全員です。議案第6号、番号1、3及び4について、 原案のとおり承認することに決定いたします。

番号2について審議いたします。

ここで、議席番号7番髙野委員の退室を求めます。

(髙野委員退室)

議長 番号2について、地区担当推進委員の十川委員に説明を求めます。

十川推進委員 地区担当推進委員の十川です。

番号2について説明します。更新です。

花きの生産です。本人と両親と3人でこれからも大きくし

て生産の向上を図るということです。

特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長推進委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第6号、番号2について、原案のとおり承認すること に御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第6号、番号2について、原案のとお り承認することに決定いたします。

高野委員に関する議事が終わりました。同委員の入室を認めます。

(髙野委員入室)

◎議案第7号

議長 日程第10、議案第7号、青年等就農計画認定申請に関する

意見についてを議題といたします。

事務局に議案説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の議案説明が終わりました。

地区担当推進委員の佐瀬委員に説明を求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。

番号1について御説明いたします。

年齢24歳、新規です。主要作物は葉物類です。

この方の父親は22年前に東京から越してこられて就農し、 給付金もない時代に苦労されてきましたけれども、今では立 派に農業経営を営んでおります。申請者はその下で研修を受 け、4月から農業経営を開始する予定です。ぜひ頑張っても らいたいと思っています。

よろしくお願いいたします。

議長

地区担当推進委員の説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり認定すべきものとして 意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり認定すべきものとして 意見を付すことに決定いたします。

◎その他

議長

以上で本日予定した議案の審議は全て終了いたしました。 その他の件について、皆様から御意見等ありましたらお願いいたします。

◎閉 会

議長

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。 次回の総会は、市議会との調整により、3月7日火曜日、 車庫棟第6会議室を予定しております。参集のほどよろしく お願いいたします。